

第3節 東忠宏弁護士（気仙沼ひまわり基金法律事務所）

及川 安崇

はじめに

近年、地方の弁護士過疎が大きな問題としてとりあげられています。そのなかで私の出身地である宮城県も県庁所在地である仙台市に弁護士が一局集中し、地方の弁護士が不足する事態となっています。

2009年8月21日、私は現在県内に3つあるひまわり基金法律事務所のなかで、私の出身地である気仙沼のひまわり基金法律事務所を訪れ、東弁護士にひまわり基金法律事務所と気仙沼の司法状況についてお話いただく機会を得ることができました。ここでその内容について報告したいと思います。

1. ひまわり基金法律事務所

深刻化する弁護士過疎に対して、日本弁護士連合会（以下、日弁連）は、1996年5月に名古屋で開催された定期総会において「弁護士過疎地域における法律相談体制の確立に関する宣言」を決議しました。1999年9月には、弁護士過疎対策の活動資金として東京弁護士会からの寄付一億円を財源とする日弁連ひまわり基金を設置しました。この日弁連ひまわり基金は同年12月の日弁連臨時総会において、2000年1月から5年間、日弁連の会員が毎月一人1000円ずつ特別会費を出し合い積み立てることに決まりました。現在、ひまわり基金は、積み立て期間の延長により、2010年3月まで毎月1400円ずつ徴収されています。

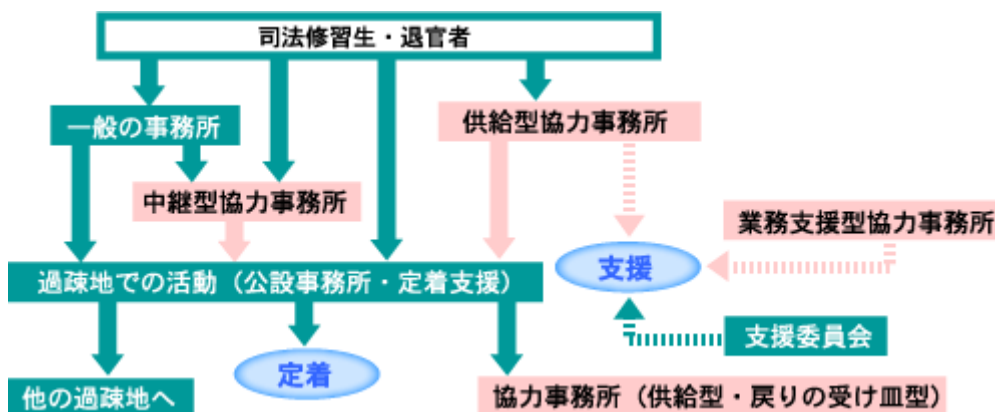
このようなひまわり基金の支援を受けて、弁護士過疎地で運営される公設事務所がひまわり基金法律事務所です。ひまわり基金法律事務所に対する具体的な支援として新規で事務所を開設する場合、開設費用として500万円までの範囲で事務所を開設するのに支出した費用が援助されます。引き継ぎ時にも必要な範囲で援助がなされます。また運営費支出後の所得が720万円に満たない場合は不足分について援助¹がなされます。この他、支援委員会や研修に参加する際の交通費、宿泊費なども援助されます。

経済的支援のほか、業務上、運営上の支援として、各公設事務所には支援委員会が設置されており、年3回程度、地元などで会議が行われます。この会議では所長弁護士が業務報告とともに、抱えている悩みや課題について相談することができる仕組みになっています。公設事務所支援メーリングリストがあり、その中で質問を行うことも可能です。さらに、日弁連では弁護士過疎地での開業に必要なノウハウなどを随時集約し、その資料を提供しています。年に1回公設事務所協議を開催し、意見交換などを行っています。また、弁護士が地方に赴任しやすいように任期制を採用したり（再任可）、若い弁護士の方がいきなり弁護士過疎地に行くのではなくある程度経験を積んでから行けるようにするための若

¹ 原則上限は1000万円ですが、諸事情を考慮し1200万円まで認めることもできます。

手弁護士支援システム²（図1）を作り、若い人の支援をしています。

ひまわり基金法律事務所は、一定の義務³は課されていますが、通常の個人事務所と同様に独立して運営されています。



日弁連HP 若手弁護士支援システムフローチャート（図1）

2. 所在地

住所：宮城県気仙沼市幸町4丁目46番地1

TEL：0226-25-7234 FAX：0226-24-6139

最寄駅：JR南気仙沼駅（西へ徒歩 約5分）



² 弁護士登録後、公設事務所赴任を希望する弁護士を雇用して実務経験を積ませることに協力する供給型協力事務所に就職して、1～3年程度の実務経験を積んだ後、公設事務所の所長となったり、日弁連の定着支援を受ける等して、弁護士過疎地域に赴任する制度のことです。業務支援型協力事務所等の支援もあります。弁護士過疎地で活動をやめるさいも、都市部の戻りの受け皿型供給事務所に戻ることが可能です。

³ 当番弁護士、国選弁護、法律扶助、法律相談等の公益的な活動を行うこと（地元弁護士会の会員と同程度のもの）、公設事務所支援委員会に出席して運営情報を報告する義務、会計報告の義務等。

3. 東弁護士のプロフィール

東弁護士は兵庫県出身で大阪市立大学法学部卒業後、司法試験に合格し、3年半大阪で弁護士として勤務された後、平成19年4月2日に気仙沼ひまわり基金法律事務所に着任されました。ひまわり基金法律事務所設立の動機は、同期の弁護士達が各地のひまわり基金法律事務所でも活躍する姿を見て、自分も地方で活動してみたいと思われたことにあります。

4. 業務状況

現在、3名の弁護士が気仙沼市で開業されています。東弁護士は消費者・市民側からの相談が多いそうです。なかでも多重債務の過払い返還請求と離婚関係の依頼が多く、最近では徐々に企業からの依頼も来ているとのことでした。

5. 法律事務所へのアクセス

比較的狭いコミュニティである気仙沼市ではやはり口コミによる紹介が一番のアクセス源になっているようです。弁護士会の紹介を受けてくる人もいるとのことでした。

東弁護士は、弁護士のいわゆる敷居の高さをなくすため、東弁護士は地元紙である三陸新報へ広告を載せるなどして、地域の人々が少しでも法律事務所へアクセスしやすい環境づくりに努めています。

6. 地方の特色

ひまわり基金法律事務所での仕事量は、地方であっても決して少ないというわけではありません。若い時から多様な仕事を手がけることができ、貴重な経験になるそうです。狭いコミュニティでは、互いの顔が見えて、仕事をしやすいとのことでした。

他方、弁護士の人数が少ないため、同じ弁護士に依頼することもあり、利益相反⁴にならないよう気をつなくてはならないなど、狭い町ゆえの問題も多いようです。このような地方ゆえの問題も、弁護士進出を妨げる一つの要因となっているようです。

7. 弁護士の定着

ひまわり基金法律事務所の大きな目標の一つとして、弁護士過疎地域への弁護士定着があります。宮城県では唯一登米ひまわり基金法律事務所が任期満了後に定着しました。数年前まで、ひまわり基金法律事務所への赴任を望む人は少なかったのですが、現在は若い弁護士でひまわり基金法律事務所への赴任を望む人は増加しており、今後若い弁護士が地方に定着する可能性は十分にあると言えます。

⁴ 複数の依頼者から依頼を受けることにより依頼者の利益を損なうことを指し、弁護士職務基本規程 27、28 条で禁じられています。

おわりに

今回初めてゼミ調査地として自分のふるさとである気仙沼市を訪れることができました。自分が住んでいたころは弁護士の方とお話しする機会もなく、気仙沼市の弁護士の方の状況など知らずに暮らしていました。しかし、大学で弁護士の活動を学び、自分のふるさとの状況にも興味を持っていたので、今回このような機会をいただけたことは非常にありがたいと思っています。

お話の中で現在ひまわり基金法律事務所への赴任を希望する若い弁護士の方が増加しているということでしたが、地方の弁護士過疎地にとっては非常にありがたいことです。このような若い弁護士の方がひまわり基金法律事務所への赴任を希望する背景には、日弁連の経済支援や業務支援などがあり、弁護士過疎対策が効果を発揮し始めているのだと思います。

その一方、地域的な問題や、経済状況、家族が故郷を離れて遠隔地に根づくことへの同意の問題など、弁護士の地方進出を妨げるものが存在することも確かです。非常に難しい問題ではあると思いますが、これらについてもさらなる支援が必要なのかもしれません。

最後になりましたが、お忙しいなか快く歓迎していただいた東弁護士をはじめ、気仙沼ひまわり基金法律事務所の皆様に深く感謝いたします。本当にありがとうございました。

参考資料：

日本弁護士連合会HP <http://www.nichibenren.or.jp/>

仙台弁護士会HP <http://www.senben.org/>

気仙沼ひまわり基金法律事務所HP <http://www1.ocn.ne.jp/~kesenlo/18.html>

